

司法試験委員会会議（第176回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和5年2月17日（金）10:30～11:30

2 場所

法務省司法試験考査委員室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）佐伯仁志
（委員）太田秀哉、沖野眞已、佐久間佳枝、高橋美保、富所浩介、三角比呂（敬称略）
- 令和4年司法試験検証担当考査委員 中畑知之
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
佐藤剛人事課長、三谷真貴子試験管理官、松田智史人事課付

4 議題

- (1) 令和4年司法試験の検証結果について（報告・協議）
- (2) 令和5年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- (3) 司法試験受験特別措置検討会委員の委嘱について（協議）
- (4) 書面等による議決について（報告）
- (5) 司法試験法施行規則第5条第1項後段に規定する司法試験委員会が定める者及び期日について（協議）
- (6) 次回の開催日程等について（説明）

5 資料

- 資料1 司法試験における試験成績の本人通知について
- 資料2 司法試験予備試験における試験成績の本人通知について
- 資料3 司法試験予備試験論文式試験における試験成績の本人通知について
- 資料4 司法試験予備試験口述試験における試験成績の本人通知について
- 資料5 令和5年司法試験予備試験考査委員名簿

6 議事等

- (1) 令和4年司法試験の検証結果について（報告・協議）
 - 平成30年8月3日付け司法試験委員会決定「司法試験の方式・内容等の在り方について」に基づき選任された検証担当考査委員による令和4年司法試験の検証の方法・過程及び結果について、検証担当考査委員から報告がなされ、これを踏まえて協議を行った。
 - ア 検証担当考査委員からの報告の概要
 - 検証の方法・過程

考査委員20名（研究者委員15名、実務家委員5名）が検証担当考査委員として選任され、令和4年11月から同年12月にかけて、必須科目部会と選択科目部会に分かれてそれぞれ検討・協議を行った。

両部会においては、論文式試験の出題、出題の趣旨及び採点実感等に関する意見交換を行うとともに、必須科目部会においては、短答式試験の出題に関する意見交換を行うのに加え、論文式試験の出題に関し、法科大学院協会及び日本弁護士連合会から9名の研究者・実務家が参加し、法科大学院協会司法試験等検討委員会による「令和4年度司法試験に関するアンケート調査結果に関する報告書」及び日本弁護士連合会法科大学院センターによる司法試験分析資料の二つの外部評価も踏まえ、質疑応答及び意見交換を行った。

○ 検証の結果

- ・ 短答式試験については、問題文の字数・ページ数等の分量や設問ごとの正答率等の難易度において近年の短答式試験とほぼ同水準であり、合計点の平均点についても同様に高い水準を維持し、外部からも総じて高い評価を得るなど、いずれの科目についても基本的知識を問う出題傾向で安定しており、引き続き、このような出題方針を継続することが望ましいとされた。
- ・ 論文式試験については、過去の試験の検証を踏まえ、問題作成に当たり一層の工夫がなされ、全体として高評価を得たところであるが、一部の科目分野については、なお出題論点等の分量や難易度等についてより一層の工夫が必要であるとの意見が出されるなどしたところであり、引き続き、受験者に対して過度に事務処理能力を求める結果とならないよう、問題文、資料、設問の分量について十分に配慮しつつ、受験者の事例解析能力、論理的思考力、法解釈・法適用能力等を適切に判定することができるよう工夫することとされた。
- ・ 出題の趣旨及び採点実感については、引き続き、出題の趣旨・採点実感の公表を通じて、受験者の学習の指針となるような有効かつ必要十分な情報発信に努めることとされた。
- ・ そのほか試験の在り方全般について意見交換を行った上、今回の検証結果を今後の司法試験に適切に反映させるとともに、今後とも司法試験が適正に実施されるよう、検証方法にも工夫を加えながら検証を継続していくことが有用であるとの認識で一致した。

イ 当委員会における協議

上記報告を踏まえて協議が行われ

- 検証担当考査委員による検討・協議を傍聴したが、詳細な資料を基に、忌憚のない意見交換が行われ、非常に充実した議論が行われていた。検証を毎年実施することにより、司法試験の問題の内容等がより充実したものになってきていると思われる。今後も、継続して実施するとともに、検証結果が考査委員に伝わり、今後の出題に適切に反映されるよう、引き続き工夫していくことが望ましい。
- 検証結果を踏まえ、毎年、徐々に問題の内容が改善されており、法科大学院教育の経過を踏まえた適切な問題が作成されるようになってきたと思う。受験者への配慮がなされ、問題文中で適切な誘導が行われるなど、出題趣旨が受験者によく伝わるように工夫されており、考査委員の努力によって問題内容が改善されてきているという印

象を受けた。

- 司法試験における出題は、合否を決めるためだけのものではなく、「今はこういう法曹が求められている」というメッセージにもなり得るものだと思う。今後も、検証を継続し、不断の見直しをしていくことが大事だと思われる。

などの意見が述べられた。

協議の結果、検証結果を速やかに司法試験考査委員に伝えとともに、今後も検証を継続していくことが有用であるとの認識で一致した。

(2) 令和5年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）

- 令和5年司法試験及び司法試験予備試験用法文に登載する法令について協議が行われた。

(3) 司法試験受験特別措置検討会委員の委嘱について（協議）

- 司法試験受験特別措置検討会委員について、3名に委嘱することが決定された。

(4) 書面等による議決について（報告）

- 委員長から、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、以下のとおり決定され、委員会の議決としたことが報告された。
 - ・ 司法試験又は司法試験予備試験における試験成績を受験者本人に通知する時期を定めた司法試験委員会決定を、資料1から資料4のとおりに改正することについて了承され、令和4年11月29日付けで委員会の議決としたこと
 - ・ 令和5年司法試験予備試験考査委員として資料5記載の者を法務大臣に推薦することについて了承され、本月3日付けで委員会の議決としたことこれに関し、事務局から、推薦された者が同月15日付けで任命されたことが報告された。

(5) 司法試験法施行規則第5条第1項後段に規定する司法試験委員会が定める者及び期日について（協議）

- 司法試験法施行規則第5条第1項後段に規定する「司法試験委員会が定める者」について、「司法試験委員会において受験資格を有することを確認することができない者」とすることが決定された。
- 司法試験法施行規則第5条第1項後段に規定する「司法試験委員会が定める期日」について、「法務省大臣官房人事課において、個別の事案ごとに定める」こととすることが決定された。

(6) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、令和5年3月29日（水）に開催することが確認された。

（以上）